

大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業に関する事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15号第3項の規定に基づき、その内容を公表する。

令和6年12月19日

大阪府知事 吉村 洋文

1. 公共施設等の名称

大阪府営久宝寺緑地

2. 公共施設等の立地

八尾市西久宝寺、東大阪市大蓮南三丁目、大阪市平野区加美東六丁目

3. 選定事業者の商号又は名称

大阪市西区九条南二丁目7番23号

株式会社久宝寺緑地パートナーズ

代表取締役 福田 久美子

4. 公共施設等の整備等の内容

対象業務		対象範囲
設計・建設業務	設計業務	久宝寺緑地プール
	工事監理業務	
	建設業務	
	既存施設の解体・撤去業務	久宝寺緑地プール (既存施設)
	既存施設の改修業務	
公園管理業務 (指定管理業務)	総括管理業務	公園全体
	運営管理業務	
	維持管理業務	
魅力向上事業	新たな公園施設（民間施設）の設置・運営	
	ソフト事業（イベント・体験プログラム等）	

5. 事業期間

令和6年12月17日から令和27年3月31日まで

6. 契約金額

金 4,707,993,253 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 426,491,000 円）

7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

第2節 契約解除等

(発注者の契約解除権)

第80条 次の各号の一に該当するときは、発注者は、本事業契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、事業者が本事業契約に示す業務に着手しないとき。
- (2) 正当な理由なく、事業者が本事業契約に示す業務を完了する見込みがないと明らかに認められたとき。
- (3) 前二号のほか、事業者が本事業契約の不履行により本事業契約に示す業務を達することができないと認められたとき。
- (4) 事業者の役員等（事業者の法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう）又は、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (5) 事業者の役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 事業者の役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (7) 事業者の役員等又は経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 事業者が、第82条の規定による事由なくして本事業契約の解除を申し出たとき。
- (9) 独占禁止法第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (10) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (11) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (12) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (13) 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (14) 事業者に係る指定管理者の指定を取り消すとき。

(発注者の任意による契約解除権)

第 81 条 発注者は、建設業務が完成するまでの間は、第 80 条の規定によるほか、必要があるときは、本事業契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により本事業契約を解除した場合において、事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(事業者の契約解除権)

第 82 条 事業者は、発注者が正当な理由なく本事業契約の内容を変更したことにより、本事業を完了することが不可能となるに至ったときは、発注者と事業者が協議の上、本事業契約を解除することができる。

2 前項に基づき本事業契約が解除された場合において、事業者が業務を実施した相当分の契約金額を発注者が支払っていないときは、発注者は、不足分の契約金額を支払うものとする。また、事業者に損害を及ぼしたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

(法令等の変更又は不可抗力による契約解除)

第 83 条 発注者は、法令等の変更又は不可抗力により、第 90 条又は第 92 条の協議にもかかわらず次の各号の一に該当する事態に至った場合には、事業者と協議の上、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 事業者による本事業の継続が不能若しくは著しく困難なとき。

(2) 事業者が本事業を継続するために、発注者が過分の費用を要するとき。

2 前項に基づき本事業契約が解除された場合の増加費用又は損害の扱いについては、第 91 条又は第 93 条の定めに従う。

第 3 節 工事目的物の引渡し前における契約解除等の効力

(事業者の帰責事由による契約解除等の効力)

第 84 条 発注者は、本事業契約の締結日から設計成果物又は工事目的物の引渡しまでの間に、第 80 条第 1 項各号のいずれかにより本事業契約の全部又は一部を解除する場合には、以下の各号の措置をとる。

(1) 発注者は、事業者に対して本事業契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本事業契約の全部又は一部を解除する。

(2) 発注者は、建設中の工事目的物の出来形部分（既存建物等の解体撤去業務の完了部分を含む。以下、本節において同じ。）並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。

(3) 発注者は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる消費税等を含む。）及びこれに係る支払日までの利息に相当する金額を支払う。ただし、発注者は、事業者に請求できる違約金及び損害賠償の額を、当該代金額から控除するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者は、設計・建設業務に係る契約金額の100分の10に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項の規定により本契約が解除された場合

(2) 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合

3 発注者は、前項の場合において、第4条の契約保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。

4 発注者は、第2項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

5 第1項第2号の場合において、発注者が工事目的物の出来形部分の所有権を取得しない場合、事業者は、発注者と協議の上、自らの費用と責任により、当該部分にかかる事業用地を原状（更地）に回復した上で、速やかにこれを発注者に引き渡さなければならない。また、この場合、事業者は、解除前の支払スケジュールにより発注者が事業者に対し既に支払った分を、当該解除日における第30条に定める遅延利息の率に基づき計算した利息を付して返還する。

6 第1項の規定により、本事業契約を解除された場合において、事業者が公園管理業務を実施した相当部分を越える対価を発注者から受け取っている場合は、超えた部分の対価を発注者に返還するものとする。

（発注者の任意による又は発注者の帰責事由による契約解除の効力）

第85条 事業者が、本事業契約の締結日から工事目的物等の引渡しまでの間に、第82条により本事業契約を解除する場合には、発注者に対して本事業契約を解除する旨を通知し、もって本事業契約を解除する。

2 発注者は、本事業契約の締結日から工事目的物等の引渡しまでの間に、第81条又は第82条により発注者又は事業者が本事業契約を解除した場合において、次の各号に掲げる措置をとる。

(1) 発注者は、建設中の工事目的物の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。

(2) 発注者は、前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相当する代金（これにかかる消費税等を含む）及びこれに係る支払日までの利息に相当する金額を支払う。

第4節 工事目的物引渡し後における契約解除の効力

（事業者の帰責事由による契約解除の効力）

第86条 発注者は、工事目的物等の引渡し後において、第80条各号のいずれかにより本事業契約の全部又は一部を解除する場合には、事業者に対して本事業契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本事業契約の全部又は一部を解除する。

2 前項の規定により本事業契約を解除したときは、事業者は、それによって生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

3 第1項の規定により、本事業契約を解除された場合において、事業者が業務を実施した相当部分を超える契約金額を発注者から受け取っている場合は、超えた部分の契約金額を発注者に返還するものとする。

(工事目的物引渡し以後の法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力)

第87条 発注者は、第83条による本事業契約の解除後も、公園施設の所有権を有する。また、発注者は、事業者が維持管理業務又は運営管理業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、それらの支払方法については発注者及び事業者が協議によりこれを決する。

8. 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

第6章 事業期間及び契約の解除

第1節 事業期間

(事業期間満了による契約終了と業務の引継ぎ方法等)

第78条 本事業契約は、事業期間の満了により終了する。

2 事業者は、事業期間の満了後、再び指定管理者として業務を行わない場合は、発注者又は発注者の指定するものに対し、発注者の指示に従って、管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

3 前項の場合において、事業者は、発注者又は発注者の指定する者が管理業務に関する情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。

4 管理業務の引継ぎのために要する費用は、事業者が負担するものとする。

5 その他の管理業務の承継に当たって必要な事項は、発注者と事業者が協議の上決定するものとする。

(利用料金の引継ぎ等)

第79条 利用料金収入は、施設利用に供する年度の会計に属するものとする。

2 事業者は、利用料金収入のうち、施設の利用に供する年度が事業期間を超えるものについては、預り金として、発注者又は発注者の指定する者に引き継がなければならない。

3 前項の場合において、発注者又は発注者の指定する者は、次の指定管理者に収受した預り金額を示すとともに、当該指定管理者の請求に基づき、指定する口座に支払うものとする。

第5節 契約終了に際しての処置

(原状回復)

第88条 事業者は、事業期間の満了又は契約解除により本事業契約が終了したときは、発注者と事業者が協議の上、破損又は汚損した部分を原状に回復するものとする。ただし、施設等

の価値を高めた場合又はやむを得ないと認められる場合において、発注者の承認を得たときは原状回復を不要とする。この場合において、事業者は発注者に対し、変更箇所等を無償譲渡するものとする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。